

## 平成 20 年度船橋市学童保育連絡協議会総会議案書

日 時            平成 20 年 6 月 15 日 13 時

場 所            船橋市中央公民館

## ． 2007年度の活動報告

### 1．はじめに

日頃より船橋市学童保育連絡協議会（以下「市連協」とする）の活動に多大なるご協力有り難うございます。恒例のキャンプも定着し、市連協の事業活動にも貢献できるようになりました。また、昨年は、全国学童保育研究集会が東京で開催された事もあり多くの参加者を送ることが出来ました。しかしながら肝心の放課後ルームの待機児童解消は一向に進んでいないのが残念です。

### 要求の前進・運動の前進

2007年度は、海神、薬園台南、習志野台第一で増設が行われたこと。特に長年の要求であった海神が増設されたこと。

児童育成課懇談会が定例化され切迫した内容が懇談できたこと。個別の案件でも問題があれば父母会と個別に懇談してくれたこと。

国による「放課後児童クラブガイドライン」が策定されたこと。

### 2．放課後ルームの改善要求

#### (1) 待機児童の解消

増え続ける入所希望者に増設が全く追いついていません。今年4月時点で入所希望者は、4000人を超え入所者も3800人となりました。これは、児童数の増加より新たに就労する人口が増えていることが一番の要因です。厚労省は、平成20年2月27日に「新待機児童ゼロ作戦」を発表し10年間で現行の入所数の3倍にするように求めています。市連協は、市に対して待機児童対策に対する中長期的なビジョンを市に求める必要があります。

昨年、要求に入っていた安全な放課後子どもプラン作りについては、各自治体の状況を見る中で、その制度と予算の関係上、成功させにくい状況にあることが解りました。しかし、私たちは、今いる待機児童を救うため何か方法を講じる必要があります。一部では、行田ジャングルのように再び民間学童を立ち上げ待機児童の救済を行っている所もありますが、その運営は、財政面で苦しく市に対しての補助金の要請等一切検討されませんでした。また、緊急な対策の一つとして児童ホームの活用が出来ないか働きかけましたが回答はありません。

#### (2) 大規模問題の解消

新たに増設された海神放課後ルームは、最初から大規模問題に配慮して建設されました。しかし、昨年は、一箇所も大規模ルーム解消のための対策は行われませんでした。

### (3) 指導員待遇改善

昨年も多くの優秀な指導員が退職しました。その大半は、ワーキングブアが原因です。子どもたちの生活作りには、彼ら指導員の働きは大きな要素を占めています。増え続ける入所児童に対して指導員の確保が追いつきません。昨年度は多くの箇所指導員の欠員が発生し、残る指導員に週6日の過重勤務を強いていたルームもありました。指導員の待遇改善は、労働問題の域を超え私たち保護者にとっても大きな問題です。

### (4) 安全対策

昨年は、インターネットによる殺人予告により、大混乱しました。結果、いたずらで解決し、被害者が一人も出なかったのが幸いでした。しかし、その中でいかに安全対策が出来ていないかと言う状況を叩き付けられました。副市長懇談では、携帯メールや「ひやりはっと」の利用が出来ないかを話し、検討すると言うまでの回答は頂きました。怪我や急な病気の時、地震等の天災時のマニュアル作りがさせられなかった事が残念です。

## 3. 2007年度船橋市に対する要望及び回答

### 平成19年度要望書&回答書

要 望 書	回 答
<p>日頃より放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持をお願い致します。</p> <p>昨年度も3ルームの増設を決定して頂きましたことを感謝しております。しかし利用者が急増する中、待機児童も多く、未だ定員オーバーするルームが33ルームにあり55ヶ所全体で見ても定員の95%となっています。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。</p> <p>a)今年4月に定員超え入所となった33ルーム(増設計画のあるルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。</p> <p>b)増設にあたっては、学校校庭内もしくは隣接した場所に新設あるいは増設することも含め、当該ルーム父母・父母会及び指</p>	<p>今後も公設公営で放課後ルーム事業の設置、運営をしていく方針です。</p> <p>a) 施設の整備については、今後の児童の推移等を勘案しながら、増設計画を進めてまいります。</p> <p>b) 施設の増設については、学校内に増設することになるため、教育委員会(学校等)と協議する必要があります。なお、施設の内容等につきましては父母会等の皆様の意見を聞き、可能なものについては取り入れる努力をしております。</p> <p>c) 施設の分割・増設については、校内敷地や空き教室等の状況に制限もあり40人以上のルームを全て分割、増設することは困難です。また、緊急処置の件については、塚田放課後ルームはすでに2ルー</p>

導員の意見を十分聞いて進めてください。

c)大規模ルームが増えその要因での事故等も増えています。また情緒不安定となったりルームに行きたがらない児童も急増しています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。緊急処置として当面は、国が求める70名以下とするよう早急に改善を求めます。また国の要求に対して現行より定員減とならないよう願います。

障害をもつ児童を受け入れているルームでの指導員配置及び移動については、各ルームでの状況を調査し条件整備を行ってください。

近年、児童をねらった犯罪が急増し社会問題となっています。現在では3年生以下でも入所できない状況は理解していますが、4年生以上でも放課後ルームが必要な児童がいます。

a)「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。

b)厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。

c)市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。

d)なお、上記の改善がなされない場合は、春休み、夏休みだけでも4年生以上も定員

ムに分割し運営しております。他の大規模ルームについても分割運営を検討いたしましたが、現状では施設の構造上の問題等もあり大変難しいものと考えております。今後増設するルームにつきましては、可能な限り分割運営できるよう施設面で工夫をまいります。

障害をお持ちの児童については、体験入所における専門家の意見を踏まえて、指導員の加配を行っておりますが、今後も各ルームの状況を見ながら対応してまいります。

a) b) c) d)

本市の放課後ルーム事業については、小学校1年生から3年生までを定員の対象としており、夏休み等を含めて、定員の対象学年の変更は考えておりません。なお、4年生以上につきましては従来どおり、定員に余裕があるルームで受け入れてまいります。

e) 翌年4年生以上になる児童についても、希望者には各ルームで申請書を配布しております。

の120%枠で入所出来るようにしてください。

- e) 現在、放課後ルームに通っている3年生以上にも翌年度の入所申込書を2年生以下と同様にルームで配布してください。

急増する放課後ルーム入所希望者に対応するためにも「放課後子どもプラン」の導入を整備が必要となります。

- a) 他事自体でも多くの問題を抱える「放課後子ども教室」と「放課後ルーム」の一体化は辞めて下さい。
- b) 放課後子どもプランの策定にあたり、最初から我々「学童保育連絡協議会」も参加させて下さい。

市策定の非常時の連絡体制(緊急連絡網等)、避難計画や緊急時の対応等を父母に説明していると言うことですが、非常に簡素的で役立つとは思えません。具体的に文書化して父母にも配布して下さい。(例えば、近くで不審者が出た場合・台風、地震等の震災時・子どものけが等) また緊急時の連絡に付いては、連絡網の作成もしくは、携帯電話のメール機能を利用した一斉通知方法を実施して下さい。

船橋市の放課後ルームは他都市と比較しても高水準の事業だと認識しています。その放課後ルームの設置及び運営基準を明確に文書化して下さい。

- a) 平成19年度創設の「放課後子どもプラン」は、原則小学校区で、放課後子ども達の安全で健やかな居場所づくりを進めるため「放課後子ども教室」(文部科学省)と「放課後子どもルーム」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的放課後対策推進事業です。本市では、中核市や近隣市の動向を注視してまいりたいと考えております。

- b) 前項で述べましたとおり「事業計画」の策定につきましても、中核市や近隣市の動向を注視してまいりたいと考えております。

非常時の連絡体制、避難計画等についてはルームごとに作成しており、保護者会においても説明しております。

施設基準については、既存施設を参考としていますが、改善が可能なところは改善を図るとともに、他市の施設状況等を勘案しながら検討してまいります。また、行事や職員の対応等運営に関する基準についても、必要に応じて貴会とも協議を行うとともに、指導員の意見も聞きながら、今

入所基準は、ホームページで検索出来ませんが解りにくい場所にあり一般的には周知されていません。入所申込書に入所基準を明確に記載して下さい。

設立時よりルーム内のエアコン他の設備点検がなされていません。カーペットを含め中には非常に不衛生な状態となっています。何年毎に点検する等の基準を作して下さい。

おやつについて毎年改善をお願いしていますが未だ改善が見られません。市販の物を購入するにしてもメニューを学校の栄養士による講習会や専門家から例示し、指導員に情報提供してください。ルームによる工夫の差も著しくあり、指導員会議での情報交換を行う機会を作して下さい。

放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。その事は、厚生労働省の放課後クラブガイドラインにも明記されています。よって以下の事項を徹底させて下さい。

a) ルームが主催する保護者会を出席者の少ない事を理由に開催を見合わせているルームが未だにあります。これは非常に遺憾なことであり改善を求めます。保護者会を単なる保護者への連絡通知にとどめず、ル

後整理してまいりたいと考えております。

入所基準のわかりやすい周知方法について検討してまいります。

エアコンの点検については、指導員が年3～4回行うエアコンのフィルター等清掃の中で、点検整備が必要と認められた場合には、担当課が連絡を受け、オーバールーム等の点検整備を実施しています。カーペットについては、指導員が毎日、清掃をし、定期的にクリーニングをしております。また、特に汚れの著しいと認められる状況になったカーペットについては、新しいものと交換をしています。

おやつについては、食中毒等に関する安全面から市販のものを提供するように徹底しております。また、メニューについてはルームごとに工夫して提供しておりますが、著しい差が生じないよう情報交換等を行って配慮しております。

a) b) c) d)

保護者懇談会、父母の参加できるルーム行事等については、各ルームにより状況が異なりますので、これらの行事の開催について全てのルームに統一的に指導することは考えておりません。また、父母会の設立、運営及び指導員の参加に関しても同様に考えておりますが、既に設立されている父母会については、できる範囲内で協力してまいります。

ームでの子供たちの生活状況の報告としても保護者懇談会の開催してください。

(最低4半期ごとに)

- b) 指導員と父母の交流は、お互いの信頼関係を構築する上で非常に大切な事です。場所によっては、ルームの行事に父母を参加させない傾向のあるルームも多く見受けられます。ルーム行事にもっと父母を積極的に参加させるよう行ってください。
- c) ルームの円滑な運営は、指導員の努力だけでは行えません。父母にも一定の責任意識を持たせるためにも学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。それに伴い全てのルームに父母会の設立及び育成を積極的に行ってください。
- d) 他の自治体が行っているように父母会定例会や父母会の行事に指導員が参加出来る仕組みにして下さい。(例えば、指導員の時間外勤務として)

放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。

- a) 各ルームの責任者は、管轄する児童ホームの園長が、その任となっていますが、現場の指導員の責任者はいません。現場に責任者がいないことは非常に困ります。各ルームに責任者となる常勤の指導員を配置して下さい。
- b) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員(注:非常勤一般職)は、児童の定員40人に対して3人配置する」を守ってください。
- c) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して(児童13人に指導員1人の割合で)放課後児童指導員(非常勤一般職)を配置してください。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮を

a) 現状では、各ルームに常勤職員を配置する考えはありません。

b) c) d)

ルーム職員の配置及び採用については、原則的には児童数に基づいた配置基準を定めておりますが、今後とも指導員の安定配置が図られるよう努めてまいります。

して下さい。

d) 年度途中で放課後児童指導員(非常勤一般職)が退職する事態が益々増えています。安心して放課後ルームに通わせるためにも欠員が生じた場合、事故対応要員を増すなど、非常勤一般職を速やかに補充されるような採用方法にしてください。

昨年度も多くの指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。非常勤職員と言っても現場に正規職員がいない状態で3400名以上の子どもたちの生活を支えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。

一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。

船橋市内には、学童保育事業を実施している団体が複数あります。船橋市は、これらの学童保育事業の実態を把握し、国・県の補助金が受けられるように条例を整備してください。

職員の勤務条件については、市全体の非常勤職員との均衡に配慮しながら、必要に応じて対応してまいります。

職員の異動については、勤務年数、経験年数、年齢等全体のバランスを考慮した中で対応しておりますが、一度に複数の指導員の異動については、極力配慮してまいります。

本市では公設公営で放課後ルームを設置、運営しており、今後も学校の推計児童数等をもとに入所需要を見極め、計画的に整備を行ってまいりますので、市内で学童保育事業を実施している団体に対しての補助金に係る条例の整備等は考えておりません。



## 4 . 市連協活動報告

### ( 1 ) 定例会

昨年も多く新しい仲間が参加し、様々なルームの問題を交流及び検討できました。市連協の全ての活動が、ここから始まると言う重要な会議でした。

### ( 2 ) 児童育成課合同懇談会

懇談会は、定例化され昨年は、5月16日と11月14日に行いました。参加した各ルームから直接困っている問題を話せ早期解決に役立ちました。また、ルームの現状を担当課に認識してもらえる良い機会になっています。

### ( 3 ) がくどうキャンプ

昨年8月4日から5日に茨城県白浜少年自然の家で楽しいキャンプが出来ました。昨年は、虫取りを行ったところ期待以上、いや想像も出来ないくらいの大収穫に参加者みんなで盛り上がりました。感想でも皆さんから感謝や感動の言葉を頂きスタッフ一同感激しました。

### ( 4 ) がくどうまつり

昨年11月18日に天沼弁天公園で行いました。実行委員会も参加者が多く直ぐにまとまり、とても楽な実行委員会でした。また、キャンプに参加して下さった方が一杯遊びに来て頂き各々再会を喜んでいました。その上、OBの方や現役の父母のバンドも参加し楽しい一日が過ごせました。

### ( 5 ) 学習・交流活動

#### 全国学童保育研究集会

開催が東京であったこともあり、懇親会も含め船橋市から多くの方が参加できました。船橋市から海神放課後ルームの保護者が大規模問題に対してレポートもしました。また、貸し切りバスで行ったため行き帰りの交流もとても楽しく出来ました。

#### 千葉県学童保育研究集会

昨年は、習志野市で開催されました。講師陣も本部から優秀な方を呼んで頂き、中身の濃い集会が行われました。

#### 輝け！ふなばしの子どもたち

市連協では、恒例のCAPの講習を行いました。他の分科会の内容も非常に良く、参加者が少ないのが残念です。どうしたら参加者が増えるのか市連協としても定例会を通して検討する必要があります。

### **放課後ルーム説明会**

昨年も 40 名を超える参加者で様々な疑問や不安ごとの質問がありました。市連協として皆様にお役に立てるよう今後とも努力して行きます。

### **(6) 月刊誌「日本の学童ほいく」を購読しよう**

—昨年に比べて多少なりとも購読数が増えました。もっと購読者を増やすために定例会で内容を取り上げ交流するのも良いかもしれません。

### **(7) 役員活動**

毎月、フェイス5階の市民サポートセンターで行いました。役員の数も少なかったため、各役員の負担は大きかったのが残念です。今年度は、役員の数的大幅に増やし、各役員の負担を軽くなるようにしたい物です。

## 2008年度の活動方針（案）

### 1．放課後ルームの改善要求

#### （1）待機児童の解消

毎年行われている増設にも関わらず、一向に待機児童の削減になっていません。それは、放課後ルームの潜在的利用希望者が多いことです。厚労省が「新待機児童ゼロ作戦」にあるように10年間で利用者数を3倍にするとしても計画の策定が必要です。今年、単年度の増設要求の他に中長期的な増設計画の策定を要求していきます。

#### （2）大規模問題の解消

一向に具体案が出ない市に対して各父母会から各ルームの実情にあった増設を含め分割や分離の方法を提案していきます。国のガイドラインでもおおむね40名程度が望ましいとし、最高でも70名以下にするように指導しています。私たちは、国からの補助金の有無以前に自分たちの子どもの生活作りを父母自ら要求して行きましょう。

#### （3）指導員問題

昨年も多くの指導員が辞めてしまいました。増え続ける入所希望者に対して、市は、指導員の確保に苦慮しています。指導員は、放課後ルームでの生活作りに大きな役割を果たしています。船橋市に対してワーキングプアとなっている指導員の現状を厳しく追及し、改善を求めて行きます。

#### （4）安全対策

昨年は、危機管理に対して全く何も機能していない状況が明らかになりました。現代社会、携帯電話のメール等を利用する方法等、具体的な対策を立てさせるように要求していきます。また、緊急時のマニュアルが不備であることも問題であり、直ぐに作成させるよう要求します。

#### （5）父母会活動

国は、「放課後児童クラブガイドライン」に保護者との連携を強く要請しています。またガイドラインには、「保護者自身が互いに協力して子育ての責任をはたせるような支援」とあります。子育てを行うのは私たち親自身です。子ども達のより良い放課後生活環境作りを私たち自身も協力し合って参加しましょう。まずは、放課後ルームの保護者会に積極的に参加することから始めましょう。また、これを機会に市に対して今以上に父母会活動を積極的に支援するように要求します。

## 2 . 放課後児童クラブガイドラインについて

末尾の参考資料にある国のガイドラインには、保護者の視線に立って具体的に様々な事を要求しています。中核市である船橋市では、国から直接配布されました。これを機会に船橋市に対してガイドラインに遵守するよう要求していきます。

## 3 . 放課後子どもプランについて

放課後子どもプランにおいては、各地から多くの問題が報告されています。予算が少ないことが、大きな要因ですが、子どもたちに受け入れられる内容が提供できず、何処でも閑散たる状況です。安易に策定したプランであるため運用には、更なる時間と予算が必要です。しかし、私たちは、待機児童の解消に少しでも役立つように児童ホームの活用方法を研究し、市に提案していきます。

## 4 . 2008年度船橋市に対する要望

日頃より放課後ルーム事業の推進については、かねてより特段のご配慮いただき、心より御礼申し上げます。今後も放課後ルームは、公設公営で運営して頂くようお願いいたします。

毎年ルームの増設を行って頂いていることを感謝しております。しかし今年4月時点では、4000名を超える申請者があり、33箇所で定員を超え、昨年同様の箇所数となり、待機児童の解消には至りませんでした。毎年増え続ける利用者に対して抜本的な対策が必要です。

- a) 放課後ルームの利用者増加は、児童数の増加のみならず、就労人口の増加にあることを考慮し、厚労省が平成20年2月27日に発表した「新待機児童ゼロ作戦」に基づき10年間で現行の3倍の入所者になるよう、中長期的な増設計画を策定してください。
- b) 児童ホームを活用した放課後の児童の居場所作りを推進して下さい。それにより少しでも待機児童の解消になるような仕組みを作って下さい。

放課後ルームの利用者増加に伴い「大規模問題」が発生しています。「大規模問題」は、1ルームに大勢の児童がいると子どもたちの生活環境が悪化し、情緒不安定になったり怪我が増加したりします。国が「放課後児童クラブガイドライン」で求めている、1部屋当たりおおむね40名程度にして下さい。また最大70名以上になるよう早急に分割もしくは、固定された仕切りを築いて分離して下さい。

放課後ルームを運営していく上で指導員は、とても重要な役割を果たしています。児童ホームの園長及び指導員には、国が「放課後児童クラブガイドライン」が求めている「指導員の役割」及び「指導員の活動」を徹底させて下さい。

毎年多くの指導員（非常勤職員）が退職し、各ルームで非常勤職員の配置が足りていません。放課後ルームの指導委員は、1項で要望した重要な役割があり、保護者は、その信頼の上で子どもたちの生活作りを支援して頂いていると考えています。しかしながら退職の原因は、明らかにワーキングプアにあります。船橋市では、指導員（非常勤職員）の採用にあたり試験を実施し、採用している有資格者であることを十分に考慮し、市の職員でありながらワーキングプアと言われない条件にしてください。

放課後ルームは、子どもたちの生活の場です。保護者との連携や信頼関係の構築は、非常に重要事項です。父母会に対しては、ご理解を頂いているルームも増えていますが、従来の保護者会もルームにより回数も内容も大きな格差があり、国の「放課後児童クラブガイドライン」が求めている「保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身がお互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。」とは、かけ離れている状況を改善して下さい。

安全対策について昨年も多くの問題がありました。これを解決するためにも以下の事を実施して下さい。

- a) 怪我や病気について指導員では、判断が付かない時の対応が規定されていません。判断が付かない場合は、早急に学校の養護教員の指導を仰ぐか時間外なら救急車を呼ぶ等、具体的なマニュアルを作成して下さい。
- b) 不審者情報の対応や地震等予期せぬ天災の場合のマニュアルが全くありません。去年は、インターネットを使った殺人予告事件の際、ルームにある電話のみで保護者に対応を連絡していました。大規模のルームでは、時間が掛かり緊急を要する連絡体制とは、思えない状況です。今後は、携帯電話のメール機能を使うなどの早急の連絡の出来る対策をして下さい。
- c) 各ルームで指導員が業務に個人の携帯電話を使用して連絡を取り合っている光景が見受けられます。安全面を考慮して各ルームに最低でも1台は携帯電話を支給して下さい。
- d) 上記の安全対策を図るためにも各ルームにパソコンを設置し、担当課や安全に関するその他の部署及び保護者との連絡を含め情報の収集や発信を速やかに出来るようにして下さい。

船橋市内には、放課後ルームに入所出来なかった児童を中心に預かっている学童保育事業を実施している団体が複数あります。それらの実態を調査し、放課後児童クラブの要件を満たしている団体には、国の補助が受けられるように条例を整備して下さい。

参考：児童福祉法第六条の二 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。~第二十一条の十市町村は、児童の健全

な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

## 5. 2008年度活動計画

### (1) 児童育成課合同懇談会

今年度も引き続き年2回の懇談会を開催します。5月22日に1回目の懇談会を行い参加した各父母会から様々な要望がありました。時間の制限もあり十分な懇談が出来ない事が残念です。しかし、直接問題を訴える行為は意義ある物と考えています。11月には、2回目の懇談会を開催します。懇談会では、直接各ルームの問題を訴え問題の早期解決に役立てて行けるようにします。

### (2) 保護者懇談会に積極的に参加しよう

各放課後ルームでは、ルーム主催の保護者懇談会を行っています。残念ながら、保護者の参加が少なくルームによっては、それを理由に開催を見合わせている所もあります。国のガイドラインでも保護者との連携で運営するように明記されています。自分の子どもが生活している所です。子どもたちの生活の様子や相談、又は改善提案等、指導員さんと前向きに話し合うなど、お友達を誘って積極的に参加しましょう。放課後ルームは、託児所ではありません。子育てを支援してくれている場所です。そこで子ども達が大半の時間を過ごしています。一番長く生活している所への関心を高く持ちましょう。

### (3) がくどうキャンプ

今年も8月2日3日に茨城県白浜少年自然の家で開催します。参加者全員で楽しいキャンプを作り上げます。初めて会った人たちで作り上げるキャンプ、たった2日間ですが大きな収穫がありますよ。また、各放課後ルームの交流が図れたらと思います。

### (4) がくどうまつり

今年も10月中過ぎにがくどうまつりを予定しています。無料で遊べる手作りの遊びコーナーで子ども達と遊びましょう。そして、がくどうまつりを通じて各父母会の交流を図ります。また、市民に対しては、放課後ルームの存在を訴えて行きます。

### (5) 学習・交流活動

#### 全国学童保育研究集会

今年、10月4日5日に北海道で行われます。非常に遠い場所でもあり、費用も掛かるため参加するのは、大変だと思います。それでも積極的に参加者を募集し、昨年並の参加者を送り込めるよう努力していきます。

皆で北海道に行こう！

### **千葉県学童保育研究集会**

今年、八千代市で開催されます。身近な千葉県の学童保育問題について話し合いましょう。千葉県の各地から多くの仲間が集まってきます。是非この機会に交流しませんか。

### **輝け！ふなばしの子どもたち**

今年度は、2月1日に開催します。内容は、年々役立つ分科会になってきているにも関わらず参加者が一向に増えません。今年、市連協の定例会でも参加者が増える方法を皆で考えて行きたいと思います。

### **放課後ルーム説明会**

昨年も準備が遅れたにも関わらず多くの方が参加してくれ、不安で一杯の保護者の方からの様々な質問に答え、この説明会の重要性が改めて確認されました。市連協では、この説明会を重要行事として位置づけて開催の通知も早い時期から行うように改善します。また、事前に参加者の入所するルームを把握し、現役の父母から直接アドバイスが出来るようにしたいと考えています。

### **保育園父母会連絡会との連携**

未だ父母会の無いルームが多く、なかなか父母活動が出来ないのが現状です。保育園父母会連絡会と連携して父母会の無いルームに父母会作りをするように働きかけていきます。また、現状では、放課後ルームに入所出来るのは、3年生までと言う場合が多く、長期的な運動が出来なくなっています。保育園父母会連絡会に放課後ルームの問題点や現況を伝え長期的な運動になるよう働きかけます。

## **(6) 全てのルームに父母会を**

国は、昨年10月に「放課後児童クラブガイドライン」を交付しました。そこには、明らかに保護者との連携と相互の協力で運営するように記載されています。放課後ルームでの生活時間は、就寝時間を除けば年間通して一番長い時間を過ごしています。その子どもたちの豊かで安全な放課後作りに父母が参加するのは、当たり前のことです。「預かってもらえれば良い」なんて言っている内に放課後ルームも大規模問題等の劣悪な環境で子どもたちは、生活を強いられているのです。一人では、何も出来ないと思っているでしょう。だからこそ父母と指導員が協力しあってより良い放課後ルーム作りに関わっていく必要があるのです。

## **(7) 月刊誌「日本の学童ほいく」を購読しよう**

「日本の学童ほいく」は、国内唯一の学童保育専門誌です。学童保育の事以外にも皆さんと同じ立場の保護者が投稿し作っている雑誌ですから子育て問題等様々な身近な話題で満載です。是非、ご購読下さい。先ずは、各父母会最低1冊からお願いします。

## **( 8 ) 2 0 0 8 年度役員体制**

今年度より、各ルームから最低 1 名は、市連協の役員を選出してもらいます。もちろん複数人数登録して交代で参加するケースもあります。別紙に今年度の役員候補を記載します。

## **6 . 2 0 0 8 年度国・県に対する要望**

### **( 1 ) 国への働きかけ**

放課後児童健全育成事業（国の学童保育事業）の改善を要望します。「放課後子どもプラン」で「学童保育」と「放課後子ども教室」（文科省）をそれぞれ充実させるよう要望します。

### **( 2 ) 県への働きかけ**

千葉県学童保育ガイドライン」を市町村自治体に徹底するよう要望します。県の学童保育事業をさらに充実させるように要望します。



## 資 料

- ・放課後児童クラブガイドライン
- ・平成 20 年 5 月度入所状況